

## 大船渡市デジタル推進アドバイザー設置要綱

### (設置)

第1条 デジタル社会に対応する人材の育成、デジタル技術の活用その他のデジタル田園都市国家構想に係る取組の推進に寄与するため、大船渡市デジタル推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

### (委嘱)

第2条 アドバイザーは、連携協定締結企業その他の連携関係にある団体に属する者等であって、適当と認めるものを市長が委嘱する。

### (アドバイザーの役割)

第3条 アドバイザーの役割は、次のとおりとする。

- (1) デジタル社会に関する知識の普及及び教育に関すること。
- (2) デジタル技術を活用した先進的な事例の情報提供及び助言に関すること。
- (3) その他第1条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (任期)

第4条 アドバイザーの任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

### (報酬)

第5条 アドバイザーは、無報酬とする。

### (守秘義務)

第6条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (解嘱)

第7条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、解嘱することができる。

- (1) アドバイザーから退任の申出があったとき。
- (2) 心身の故障等により、職務遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他解嘱する必要があると市長が認めるとき。

### (庶務)

第8条 アドバイザーに関する事務は、企画政策部デジタル戦略課において処理する。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則 (令和4年6月14日決裁)

この要綱は、令和4年6月14日から施行する。

この要綱は、令和6年4月16日から施行する。